

# ご存じですか？お薬のこと ～「リフィル処方箋」と 「分割処方箋」～



本部保健師 福田 那美

皆さんは「リフィル処方箋」や「分割処方箋」という言葉をご存じですか？  
これらは通院時間の短縮や医療費の軽減等を目的として近年導入されました。今回はこの「リフィル処方箋」と「分割処方箋」について詳しくお伝えします。

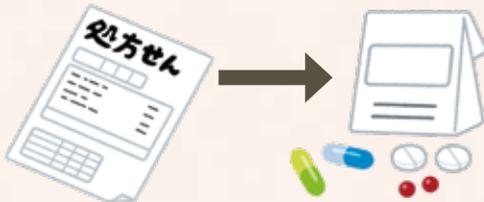
## ～「リフィル処方箋」について～

処方箋とは、病気の治療に必要な薬の種類や量、服用方法などが書かれた文書です。医師が作成・発行し、薬剤師はその文書をもとに薬を調剤します。1枚の処方箋で薬を受け取れるのは1回のみです。

それに対し「リフィル処方箋」は、1枚の処方箋で最大3回まで薬を受け取ることができます。繰り返し薬を受け取れる期間内は、薬と一緒に処方箋も返却されます。またその期間内であれば医師の診察は必要とせず、通院にかかる負担が軽減される等のメリットがあります。

### 通常の処方箋

1枚の処方箋につき  
1回のみ薬を受け取れる。



### リフィル処方箋

1枚の処方箋で  
最大3回まで薬を受け取れる。



どんな方が  
対象？

高血圧や脂質異常症、糖尿病、花粉症等の慢性疾患で病状が安定していると医師が判断した方が対象です。

どんな薬でも  
利用できる？

主に糖尿病や高血圧症、花粉症等の慢性期疾患の薬が対象です。  
新しく保険適用になったばかりの薬や湿布薬、睡眠薬等は対象外となります。

元々リフィルは英語で「補充する」「詰め替える」といった意味があり、海外では50年以上前からこの仕組みが存在しています。また、国によっては最大2年までリフィルを使った処方箋が可能なのところもあるようです。



## ～「分割処方箋」について～

通常は1枚の処方箋に対し、1回分の処方となります。それに対し「分割処方箋」は、1回分の薬を最大3回に分けて処方されます。薬を受け取る際は、発行された処方箋をまとめて薬局に提出します。

(例) 30日分の薬を3回に分けて処方された場合



どんな方が対象？

長期保存に向いていない薬を使用する方やジェネリック医薬品をお試しで使用したい方、長期的に薬剤師のサポートが必要だと医師が判断した方が対象です。

利用したい場合は？

医療機関によって導入されていない場合もあるので、かかりつけの医師に利用できるか相談してみてください。また、薬剤師は薬による副作用の有無や、個人に合った薬の飲み方を考えて薬を渡しています。そのため、できるだけ同じ薬局で薬を受け取り、返却された処方箋は次回まで大切に保管してください。やむを得ず薬局を変更する際は、その旨を薬局にお伝えください。



「分割処方箋」は薬の飲み残しや飲み忘れを防止することで医療費の節約やポリファーマシーの予防を目的として導入されています。

※ポリファーマシーとは複数の薬剤を服用することで、副作用などの害を及ぼしてしまうこと。



最後に

慢性疾患で長期に渡り同じ薬を使用している場合、これらの仕組みを利用すると通院時間の短縮や医療機関の窓口で支払う医療費の節約につながります。

ただし、医師による診察の機会が少なくなり、自身の健康管理意識が問われてきます。

これらを踏まえ、自分に合った処方箋の受け取り方を考えるきっかけになれば幸いです。

中建国保では、[電話相談\(0120-1332-64\)](tel:0120-1332-64)や[健康相談室アプリ](#)で健康相談なども行っていますので、ぜひご利用ください。